

# 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会 共同生活援助事業所ケアホームあじさい 指定共同生活援助事業 運営規程

## (事業目的)

第1条 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が開設する指定共同生活援助事業所 ケアホーム「あじさい」（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助（以下、「サービス」という。）の提供を確保することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ又は食事等の介護、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(1) 名 称 共同生活援助事業所 ケアホームあじさい

(2) 所在地 宮城県大崎市鹿島台大迫字石竹81番地24

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 2名以上

サービス管理責任者は、障がいの特性や利用者の生活実態に応じ、必要な個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の職員に対する技術指導又は助言を行うものとする。

(3) 世話人 常勤換算による最低必要員数以上を配置する。

世話人は、利用者に対する、入浴、排せつ又は食事等の介護を行う。

(4) 生活支援員 常勤換算による最低必要員数以上を配置する。

生活支援員は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は別表のとおりとする。

2 事業所は、前項の定員及び居室の定員を超えて利用者を入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(主たる対象とする障がいの種類)

第6条 事業所が、利用者提供するサービスの主たる対象とする障がいの種類は、知的・身体・精神障がい者とする。

(指定共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 日常生活における相談支援

(3) 食事、入浴、排せつ等の介護

(4) 家事等の日常生活上の支援

(5) 健康管理、金銭管理の援助

(6) 余暇活動の支援

(7) 緊急時の対応

(8) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整

(9) 夜間における支援

(10) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

(個別支援計画の作成等)

第8条 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

2 アセスメントに当たっては、利用者面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

3 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付

けるよう努めるものとする。

- 4 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、第3項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付することとする。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
  - (1) 定期的に利用者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第1項から第6項までの規定は、第7項に規定する個別支援計画の変更について準用することとする。
- 10 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

- 第9条 事業所は、利用者の障がいの特性に配慮しつつ、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をすることとする。

（入退居の記録の記載等）

- 第10条 事業所は、入居又は退居に際しては、当事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載することとする。
- 2 事業所は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告することとする。

（提供拒否の禁止）

- 第11条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。

（連絡調整に対する協力）

第12条 事業所は、サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整について、できる限り協力するものとする。

(受給資格の確認)

第13条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認することとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業所は、サービスの提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第15条 事業所は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けることとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第16条 事業所は、サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族（以下、「利用者等」という。）に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第17条 管理者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、大崎市職員等により構成する地域連携推進会議を設置し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議に対し活動状況を報告し、地域連携推進会議による評価を受けるとともに、地域連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとする。

2 管理者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 管理者は、事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ることとする。

4 管理者は、事業の運営にあたっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第18条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の

支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

- 2 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこととする。
- 3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。
- 4 事業所は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をすることとする。
- 5 事業所は、利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとする。

#### (入退居)

第19条 共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）にサービスを提供することとする。

- 2 事業所は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

#### (相談及び援助)

第20条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

#### (介護及び家事等)

第21条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と職員が共同で行うよう努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、当事業所の職員以外の者による介護又は家事等を受けさせないものとする。
- 4 事業所は排泄介助や入浴介助などの際、利用者本人の意思に反して異性の職員による介護が行われることのないようサービス管理責任者などが、本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供が確保されるよう努めるものとする。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

第22条 事業所は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めるものとする。

2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第23条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受けることとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 食材料費 実費(1ヶ月分の食材料費を入居者数に合わせ按分)

(2) 家賃 別表のとおり。

(3) 光熱水費 実費(1カ月分の光熱水費を入居者数に合わせ按分)

(4) 日用品費その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 事業所は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者又はその家族に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第24条 事業所は、利用者が同一の月に当事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定する。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知することとする。

2 事業所は、利用者(入居前の体験的なサービスを受けている者に限る。)の依頼を受けて、その利用者が同一の月に事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定する。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知することとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第25条 利用者は、サービスを利用するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外出する場合は、事前に事業所に届け出ること。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 指定した場所以外での火気を用いないこと。
- (4) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 事業所は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がい  
の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(協力医療機関)

第27条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるものとする。

協力医療機関名：大崎市民病院鹿島台分院

〃：佐藤病院

〃：旭山病院

〃：古川グリーンヒルズ

協力歯科医療機関名：古川民主病院（訪問歯科）

〃：千葉歯科

2 事業所は、利用者かかりつけ医療機関を把握し、急変時に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

(勤務体制の確保等)

第28条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第30条 事業所の職員は、サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録することとする。
- 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって保険の範囲内で損害を賠償するものとする。但し、当該事故の発生につき利用者側に故意又は過失がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第31条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第32条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならないものとする。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこととする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対先を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(揭示等)

第33条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障がいの種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるものとする。

3 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で、情報の閲覧が完結するよう、事業者ホームページに掲載し公表をするものとする。

(秘密保持等)

第34条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならないものとする。

(利益供与等の禁止)

第35条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員に対し、利用者に対して事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(苦情解決)

第36条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(支援体制の確保)

第37条 事業所は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保することとする。

(情報の提供等)

第38条 事業所は、事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(身体拘束の禁止)

第39条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

(虐待の防止)

第40条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第41条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助事業の会計とその他の事業の会計を区分することとする。

- 2 事業所は、指定共同生活援助に関する記録を整備し、完結した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者が協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

- 附 則  
この規程は、平成19年12月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成20年12月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成21年11月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 9月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。